

## パソコンリサイクル

不用になったパソコンは、「資源有効利用促進法」により、メーカーによる回収とリサイクルが義務づけられています。

### 「リサイクル対象機器」

- ・デスクトップパソコン本体 ・ディスプレイ（ブラウン管式・液晶式）
- ・ノートパソコン ・ディスプレイ一体型パソコン（ブラウン管式・液晶式）



### 【リサイクルの方法】

※ 町では、回収も処理もしません。

#### ○ メーカーが分かっているパソコン

- ・メーカーが回収・リサイクルしますので、各メーカーに依頼してください。

※ PCリサイクルマークが付いたものには、回収・リサイクル料金は掛かりません。

#### ○ 回収するメーカーがないパソコン（自作、メーカーの倒産・事業撤退など）

- ・パソコン3R推進協会に、回収・リサイクルを依頼してください。

※ PCリサイクルマークが付いたものにも、回収・リサイクル料金が掛かります。



### 【パソコンリサイクルについて詳しくは】

#### 一般財団法人 パソコン3R推進協会

<https://www.pc3r.jp> ☎ 03-5282-7685

- ・メーカー窓一覧 ・回収・リサイクル料金 ・リサイクルの手順 など

## 消火器リサイクル

消火器の処分は、一般社団法人 日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）が地域の販売代理店等と協力して行っています。

### 【リサイクルの方法】

※ 町では、回収も処理もしません。

#### ○ 消火器リサイクル推進センターの特定窓口へお問い合わせください。

(有)上島防災 ☎ 64-4230

※ リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。（平成22（2010）年以降に製造された消火器には、既にリサイクルシールが貼られています。）



### 【消火器リサイクルについて詳しくは】

#### 一般財団法人 日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）

<https://www.feypc.jp>

☎ 03-5829-6773 (9:00~12:00 13:00~17:00 土曜・日曜・祝日を除く)